

質問	電子納品の必要はないの？ 電子成果品は出力できますか？
----	-----------------------------

回答	要領・基準・ガイドライン等（情報共有システム・電子納品）を確認し、受発注者間で十分協議して決定して下さい。
----	---

国、県および工事によって納品物の扱いが異なります。

受発注者間で十分協議して、どの要領やガイドラインが該当しどのようなものが必要なのかを決定して下さい。

なお、国交省の土木工事では「オンライン電子納品」が基本となっています。（電気通信設備工事、機械設備工事、業務は当面对象外）

**【注意】**

電子納品形式のデータを出力する場合は『書類ごとの納品情報の登録』が必要になります。